39　38の欄の（別紙）は、次によること。

⑴　別紙⑴は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

［ア・イ　略］

ウ　株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

（注１）　法人の場合は、次の書類を添付すること。

㋐　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

㋑　定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

（注２）　設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

㋐　定款（会社法第30条第１項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

㋑　法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

㋒　設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

［（注３）　略］

［⑵　略］

⑶　別紙⑶は、次の様式により記載すること。

［様式略］

［（注１）～（注３）　略］

（注４）　法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

［（注６）　略］

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

［ア～ウ　略］

エ　出資予定のものについてはその旨

［⑷～⑹　略］

⑺　別紙⑼は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア　見積表

科　目	第１年目		第２年目		第３年目		第４年目		第５年目	
	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支
［１～７　略］ ８　経常利益（５＋６－７）										
備　考										

［（注１）～（注３）　略］

［イ　略］

39　「36　事業計画等」の（別紙）の記載は、次によること。

⑴　［同左］

［ア・イ　同左］

ウ　［同左］

（注１）　法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ　定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

（注２）　設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア　定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第１項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

イ　法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

ウ　設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

［（注３）　同左］

［⑵　同左］

⑶　別紙⑶は、次の様式により記載すること。

［様式同左］

［（注１）～（注３）　同左］

（注４）　法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

［（注６）　同左］

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

［ア～ウ　同左］

エ　出資の予定のものについてはその旨

［⑷～⑹　同左］

⑺　別紙⑼は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア　見積表

科　目	第１年目		第２年目		第３年目		第４年目		第５年目	
	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支
［１～７　同左］ ８　経常利益（５＋（６－７））										
備　考										

［（注１）～（注３）　同左］

［イ　同左］